

身体拘束禁止に関する指針

ルミエラグループ

1 身体拘束禁止に関する考え方

身体拘束は、利用者の自由な生活を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものです。当事業所では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、職員の一人一人が身体拘束による身体的・精神的弊害を理解し、身体拘束を安易に正当化しないよう、身体拘束禁止にむけた意識を持ち身体拘束をしないケアの実施に努めます。

(1) 身体拘束禁止規定

サービスの提供にあたっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。

(2) 緊急やむを得ない場合の3要件

「当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合」には身体拘束が認められているが、これは「切迫性」「非代替性」「一時性」の3つの要件を満たし、かつ、それらの要件の確認などの手続きが極めて慎重に実施されているケースに限る。

- ① 切迫性：利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
- ② 非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。
- ③ 一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

2 身体拘束禁止に向けた体制

身体拘束適正化委員会の設置当事業所では、身体拘束禁止に向けて身体拘束適正化委員会を設置する。

① 身体拘束適正化委員会の目的（身体拘束禁止に関する目的）

- ・施設内での身体拘束禁止に向けての現状把握及び改善についての検討
- ・身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討及び手続き
- ・身体拘束を実施した場合の解除の検討
- ・身体拘束禁止に関する職員全体への指導。

② 身体拘束適正化委員会の構成員

身体拘束適正化委員の構成員は、虐待防止委員会の構成員と同一とする。

必要に応じて招集

- ・医師
- ・生活支援員/職業指導員等

③ 身体拘束適正化委員会の開催

- ・1年に1回定期開催とする。
- ・必要時には随時開催とする。

3 身体拘束適正化に向けた各職種の役割

身体拘束禁止に向け、各職種の専門性に基づくアプローチからチームで対応する。各職種の身体拘束禁止に向けた役割は以下の通りとする。

(管理者)

- ・身体拘束における諸課題等の最高責任者
- (虐待防止責任者)
- ・身体拘束適正化委員会の責任者
- ・支援、介護現場における諸課題の責任者
- ・身体拘束禁止に向けた職員教育

(人権委員)

- ・支援、介護現場における諸課題の把握
- ・法人人権委員会との連携
- ・虐待防止責任者の役割の補助
- ・医療行為への対応
- ・訪問看護ステーションとの連携
- (訪問看護ステーション)
- ・医師との連携 ・事業所における医療行為の範囲を整備
- ・重度化する利用者の状態観察
- ・記録の整備

(サービス管理責任者)

- ・医療機関、家族との連絡調整
- ・家族の意向と現場対応の調整
- ・チームケアの確立
- ・記録の整備

(生活支援員・職業指導員)

- ・職員間で身体拘束の弊害や利用者の尊厳保持について情報共有する
- ・利用者個々の心身の状態を把握しケアを行う
- ・利用者と十分にコミュニケーションを取り主訴を把握する
- ・記録の整備

4 身体拘束禁止、改善のための教育研修

(1) 身体拘束禁止に関する研修の実施。

① 年1回以上事業所内の全職員を対象とした虐待防止研修内において、身体拘束禁止について研修を実施する。

② 新人職員を対象とした採用時研修において、身体拘束禁止について研修を実施する。

5 身体拘束発生時の報告、対応に関する基本方針

本人又は他の利用者や職員の生命及び安全を確保するために、やむを得ず身体拘束を行う必要がある場合は、以下の手順の通りに手続きを行います。

(1) カンファレンスの実施緊急やむを得ない状況の場合、身体拘束適正化委員会を中心として、各関係部署の代表が集まり、拘束による利用者の心身への影響や拘束をしない場合のリスクについて検討し、身体拘束を行う前に①切迫性②非代替性③一時性の3要素の全てを満たしているかどうかについて検討・確認する。要件を検討・確認した上で身体拘束を行うことを決定した場合は、拘束の方法、場所、時間帯、期間等について検討し本人・家族に対する同意書（説明書）を作成する。

(2) 利用者本人又は家族に対する説明身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間又は時間帯・期間・場所・改善に向けた取り組み方法を詳細に説明し、十分な理解が得られるように努める。また、身体拘束の同意期限を越え、なお拘束を必要とする場合については、事前に契約者・家族等と身体拘束の内容、利用者の状態などを確認説明し、同意を得たうえで実施する。

(3) 記録と再検討 法律上、身体拘束に関する記録は義務付けられており、様子・心身の状況・やむを得なかった理由などを記録する。身体拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を随時カンファレンスにて検討します。

(4) 身体拘束の解除カンファレンスの結果、身体拘束を継続する必要がなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除します。

6 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本指針

当事業所の身体拘束適正化のための指針は、求めに応じていつでも利用者及び家族等が自由に閲覧できるように当事業所内に掲示します。

7 その他の身体拘束等の適正化推進のための必要な基本方針

(1) 管理者が決意し、事業所が一丸となって取り組む。管理者や責任者等が身体拘束禁止を決意し、現場をバックアップする方針を徹底する。現場の職員の不安を解消し、安心して身体拘束禁止へ取り組む環境を作ることとする。

(2) 全職員で議論し、共通の意識を持つ。身体拘束の弊害を認識した上で、本人・家族・職員等も交えて十分に議論し、「利用者中心」という考え方のもとで問題意識を共有する努力をする。

(3) 身体拘束を必要としない状態の実現を目指す。個々の利用者について、再度アセスメントを行い、認知症や行動障害等による周辺症状がある場合についてもそこには何らかの原因があると考え、取り除く努力をする。

(4) 事故の起きない環境を整備し、柔軟な応援体制を確保する。身体拘束禁止を支援する側面から、転倒等の事故防止対策を併せて講じる必要があり、利用者の生活環境の改善、職員全員が有事に助け合い支援できる柔軟な態勢づくりに取り組む。

(5) 常に代替方法を考え、身体拘束するケースは極めて限定的にする。3要件を満たし例外的に身体拘束せざるを得ない場合において、本当に代替方法がないのかを常に検討し、問題の検討もなく漫然と身体拘束を継続することなく、身体拘束を廃止する姿勢を堅持することが重要である。

附則

令和5年10月1日より施行

令和6年11月1日改定

令和8年4月1日改定